

# 学校感染症と出席停止について

○出席停止期間は川崎市医師会で次の通り統一されています。下表の感染症に罹患し、登校を再開する際には「登校許可書」を学校に提出していただくようお願いいたします。

※現在、医療機関のひっ迫が予想される当面の間、**新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの登校許可書は不要**となっております。

○登校許可書の発行には川崎市内医療機関の場合、500円（税別）の文書料がかかりますが、集団感染を防ぐためにご協力くださいますようお願いいたします。

## ◀ 出席停止になる主な病気 ▶

| 病名              | 出席停止期間  |
|-----------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症（※） | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで              |
| インフルエンザ（※）      | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                 |
| 百日咳             | 特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで      |
| 麻疹（はしか）         | 解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで                           |
| 風しん             | 発しんが消退するまで                                    |
| 水痘（みずぼうそう）・帯状疱疹 | 全発しんが痂皮化するまで                                  |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで                      |
| 流行性角結膜炎（はやり目）   | 眼の充血、異物感が消失するまで                               |
| 急性出血性結膜炎        | 眼の充血、異物感が消失するまで                               |
| 溶連菌感染症          | 主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで          |

○**溶連菌感染症**については、川崎市では、川崎市医師会との確認・合意の下、再登校の際、**登校許可書が必要**となっております。近隣の多くの自治体では登校許可書が不要な感染症ですが、川崎市立学校の一律の対応となっておりますので、医療機関で作成依頼をお願いいたします。